



平成23年4月25日現在

被災者に関する一部負担金の 特例措置について (5月診療分まで)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

その他の通知・事務連絡より

特例措置の対象者(H23.4.21まで)

■ 対象者の要件

- 第一条件を満たし、第二条件のいずれかに該当する場合

■ 第一条件

- 災害救助法の適用市町村(東京都を除く。)に住所を有する被保険者及び被扶養者あること。
 - 地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した方含む

■ 第二条件

- 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- 福島第一原子力発電所から半径20km 圏内の住民の方
- 福島第一原子力発電所から半径20km 以上30km 圏内の住民の方で屋内待避の指示が出されている方
- 福島第二原子力発電所から半径10km 圏内の住民の方

5月末日までのうち、
主たる生計維持者の
行方が、明らかと
なるまでの間

5月末日までのうち、
当該指示が解除さ
れるまでの間

一部負担金等の支払猶予(4月まで)対象地域

2011.3.23 現在 日本医師会作成のものに補足

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	はちのへし かみきたぐん おいらせちょう 八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	みとし ひたちし つちうらし いしおかし りゅうがさきし しもつまし しょうそうし 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 ひたちおおたし たかはざし きたいばらきし かさまし とりでし うしくし 常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、 つくばし ひたちなかし かしまし いたこし ひたちおおみやし かすみ つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみ がうらし さくらがわし かみすし なぬがたし ほんたし つくばみらい がうらし、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい し おみたまし ひがしいばらきぐん いばらきまち ひがしいばらきぐん おおあらいまち 市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、 ひがしいばらきぐんしろさとまち なかぐんとうかいむら くじぐんたいごまち いなしきぐん 東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡 あみまち なかし いなしきぐんみほむら いなしきぐんかわちまち ちくせいし 阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、 いなしきし きたそうまぐんとねまち 稲敷市、北相馬郡利根町
	(参考：適用外地域) こがし ゆうさし もりやし ばんどうし ゆうきぐんやちよまち さしまぐんごかまち 古河市、結城市、守谷市、坂東市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、 さしまぐんさいまいち 猿島郡境町
栃木県	うつのみやし おやまし もおかし おおたわらし やいたし なすからずやまし 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、 さくらし なすしおばらし はがぐんましこまち はがぐんもてぎまち はがぐん さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡 いちかいまち はがぐんはがまち しおやぐんたかねざわまち なすぐんなすまち 市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、 なすぐんなかがわまち 那須郡那珂川町
千葉県	あさひし かとりし さんむし さんぶぐんくじゅうくりまち 千葉市美浜区 浦安市 旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町 習志野市 我孫子市

東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域(東京都除く。)(第10報)より
(第11報)を反映

2. 長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域 (平成23年3月12日 17時00分(第1報))	
長野県	しもみのちぐんさかえむら 下水内郡栄村
新潟県	とおかまちし しょうえつし なかうおぬまぐんつなんまち 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
3. 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のため の立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域	
東京電力(株)福島第二原子力発電所から 半径10キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日17時39分)	福島県知事・広野町長・楡葉町 長・富岡町長・大熊町長 あて 指示
東京電力(株)福島第一原子力発電所から 半径20キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日18時25分)	福島県知事・大熊町長・双葉町 長・富岡町長・浪江町長 あて 指示
(参考：避難指示の対象地域と思われる市町村) ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち ふたばぐんとみおかまち 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、 ふたばぐんおおくままち ふたばぐんふたばまち 双葉郡大熊町、双葉郡双葉町 みなみそうまし たむらし ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかつらうちむら 南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村	
4. 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、屋内への 退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域	
東京電力(株)福島第一原子力発電所から 半径20キロメートル以上30キロメー トル圏内の住民 (平成23年3月15日11時00分)	福島県知事・富岡町長・双葉町 長・大熊町長・浪江町長・川内 村長・楡葉町長・南相馬市長・ 田村市長・葛尾村長・広野町長・ いわき市長・飯館村長 あて
(参考：屋内退避指示の対象地域と思われる市町村) ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち ふたばぐんとみおかまち 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、 ふたばぐんおおくままち ふたばぐんふたばまち みなみそうまし たむらし ふたばぐんかつらおむら 双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、 ふたばぐんかつらうちむら いわきし そうまぐんいわてむら 双葉郡川内村、いわき市、相馬郡飯館村	

※ 赤色のアンダーラインで示された市町村は全域では無く一部地域

特例措置の対象者(H23.4.22以降)

■ 対象者の要件

- 第一条件を満たし、第二条件のいずれかに該当する場合

■ 第一条件

- 災害救助法の適用市町村(東京都を除く。)に住所を有する被保険者及び被扶養者あること。
 - 地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した方含む

■ 第二条件

- 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、**避難のための立退き又は屋内への退避**に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、**計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定**に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

5月末日までのうち、
主たる生計維持者の
行方が、明らかと
なるまでの間

一部負担金等の支払猶予(5月末まで)対象地域

2011.3.23 現在 日本医師会作成のものに補足

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	はちのへし かみきたぐん おいらせちょう 八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	みとし ひたちし つちうらし いしおかし りゅうがさきし しもつまし じょうそうし 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 ひたちおおたし たかはざし きたいばらきし かさまし とりでし うしくし 常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、 つくばし ひたちなかし かしまし いたこし ひたちおみやし かすみ つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみ がうらし きくらがわし かみすし なぬがたし ほんこたし つくばみらい がうらし、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい し おみたし ひがしいばらきぐん いばらきまち ひがしいばらきぐん おおあらいまち 市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、 ひがしいばらきぐんしろさとまち なかぐんとうかいむら くじぐんたいごまち いなしぐん 東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡 あみまち なかし いなしぐんみほむら いなしぐんかわちまち ちくせいし 阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、 いなしきし きたそまぐんとねまち 稲敷市、北相馬郡利根町 (参考：適用外地域) こがし ゆうきし もりやし ばんどうし ゆうきぐんやちよまち さしまぐんごかまち 古河市、結城市、守谷市、坂東市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、 さしまぐんさかいまち 猿島郡境町
栃木県	うつのみやし おやまし もおかし おおたわらし やいたし なすからずやし 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、 さくらし なすしおばらし はがぐんましこまち はがぐんもてぎまち はがぐん さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡 いちかいまち はがぐんはがまち しおやぐんだかねざわまち なすぐんなすまち 市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、 なすぐんなかがわまち 那須郡那珂川町
千葉県	あさひし かとりし さんむし さんぶぐんくじゅうくりまち 千葉市美浜区 浦安市 旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町 習志野市 我孫子市

2. 長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域

(平成23年3月12日 17時00分 (第1報))

長野県	しもみのちぐんさかえむら 下水内郡栄村
新潟県	とおかまちし じょうえつし なかうおぬまぐんつなんまち 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

3. 計画的避難区域

葛尾村・浪江町・飯館村および川俣町の一部・南相馬市の一部であって原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)を除く。

※川俣町の一部: 山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班

※南相馬市の一部: 原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班

4. 緊急時避難準備区域

広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域)。

※田村市の一部: 都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部
南相馬市の一部: 原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち、計画的避難区域を除いた区域。

猶予の種類と適用期間

■ 猶予期間

- 当面5月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、5月末日まで徴収を猶予。→ 5月末日まで延長

■ 猶予される項目

- 一部負担金
- 食事療養標準負担額
- 生活療養標準負担額
- 保険外併用療養費に係る自己負担額
- 訪問看護療養費に係る自己負担額
- 家族療養費に係る自己負担額
- 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

Q. 特例措置の対象となる一部負担金にある、保険外療養費の自己負担金について差額ベッド等の自費負担分も免除対象と考えて良いか？

A. 保険適用に係る部分のみ免除となり、自費部分は免除対象ではない。

Q被災者の方(対象地区該当)が東京に転入手続きをし、転入先の被保険者証を持ってきた場合、支払猶予になるか。

A. 支払猶予になる。「災1」等の記載をして束を分けて請求する。

医療機関での受診・窓口負担について

医療機関での受診・窓口負担について

～平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震～

1 被保険者証なしで受診できます

- 被災地の住民であった方は、氏名、生年月日等を申し出ただけで医療機関を受診することができます。
- 公費負担医療（注）も、手帳等の提示なしに受診できます。
（注）障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等

2. 窓口負担の支払いは猶予又は免除されます

- 以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

- (1)災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、
(2)以下の申し立てを行った方
- ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者が行方不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（福島第1 原発から半径 30 キロ圏内）

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

- 上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。
- 医療機関では、上記の申し立てをした方の氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を聞き取ってカルテに記録していただければ十分です。罹災証明書等を求める必要はありません。

※ 制度の詳しい説明は下記にお尋ね下さい。

【照会先】 厚生労働省保険局総務課 直通 03-3595-2550
厚生労働省保険局医療課 直通 03-3595-2577

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に関する厚生労働省からのお知らせ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

平成
23
年
3
月
24
日
周知
依頼

平成
23
年
4
月
15
日
周知
依頼

医療機関の方々へ

被災された方々が診療に見えた際には
下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんの保険証が紛失するなど、提示ない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日
- ・住所（国保、後期高齢者医療制度の方の場合）
- ・事業所名（被用者保険の方の場合）

を確認し、保険診療として取り扱います。

2. 以下の方々は窓口での一部負担金等を支払う必要がありません

患者さんが窓口で以下に該当することを申し出た場合には、一部負担金等を受け取る必要はありません。

- (1)災害救助法の適用地域（東京都を除く）の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した者を含む）であり、
(2)以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示及び屋内退避指示の対象となっている方

医療機関は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

3. 保険者が特定できなくても医療費は医療機関に全額支払われます

保険証の提示が無い場合には、保険者の特定をしていただくようお願いしていますが、保険者が特定できなくても、保険請求することができます。

※具体的な請求方法については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」（平成23年4月1日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）をご参照ください。

被災者の診療について

■ 医療機関における確認事項等

■ 被保険者証等が提示できる場合

- 前述(特例措置の対象者)の第一および第二条件を、内容を診療録に簡潔に記録しておく。

■ 被保険者証等が提示できない場合の確認事項

■ 社保

- 氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

■ 国保および後期高齢者

- 氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名)

■ 確認した内容は診療録に記録しておく。

- 申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を、患者さんに案内が必要。

診療報酬請求について

- 猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求する。
 - 4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡あり。
- 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い
 - 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を確認しレセプトに記載。
 - 支払基金への問い合わせも可能。

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者に係る 診療報酬明細書等の第三者提供の取扱いについて

平成23年3月24日 事務連絡

事 務 連 絡
平成23年3月24日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者に
係る診療報酬明細書等の第三者提供の取扱いについて

平成23年3月24日付で照会（別添）があった被保険者に係る診療報酬明
細書等の第三者提供の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成
15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を踏まえ、以下の点に
留意しつつ、口頭又は文書により提供しても差し支えない。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意してい
ることを、診療している医師等を介して確認すること。

なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、
本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報保護法第23条第1項
により、本人の同意は不要である。

2. 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることか
ら、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師
等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師、年月日、提供情報の
概要等について、記録すること。

■ 診療報酬明細書の内容を、口頭又は文
書により提供しても差し支えない。

■ 本人の同意

■ 診療報酬明細書等に記載されている本
人が第三者提供について同意してい
ることを、診療している医師等を介して確
認すること。

■ なお、人の生命、身体又は財産の保護の
ために必要がある場合であって、本人の
同意を得ることが困難であるときは、個
人情報保護法第23条第1項により、本人
の同意は不要である。

■ 本人が閲覧しないことの確認

■ 本人が傷病名等を知ることによって診療
上支障が生じる場合があることから、診
療報酬明細書等については、本人が閲
覧しないよう、診療を行う医師等に対して
直接提供すること。

診療報酬請求について2

- 保険者が特定できない場合
 - 支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。
 - 保険者が特定できない診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示
- 一部負担金等を猶予をした場合
 - 従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。
- 保険医療機関等が猶予した一部負担金等について
 - 審査支払機関から支払われる。



地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

診療報酬請求方法と日レセの対応状況を含む

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて



日レセの対応内容

■ 未対応事項

- 概算請求を行う場合の取扱いについて
- 減免措置等に係るレセプトと減免措置等の対象とならないレセプトを別レセプトとして出力
 - 患者情報を「減免対象用」と「保険診療用」分けて登録し、各々入力する事により、レセプトを分けることが可能。
- 明細書の欄外上部に赤色でと記載するとされている内容
 - コンピュータより出力するため黒字で記載。
- 電子レセプト対応は~~検討中(今回は未対応)~~
平成23年4月25日パッチ提供済み

■ 対応内容

- 減免措置等に係る診療等と、それ以外の診療内容を一枚のレセプトに出力し「災2」と表示
- 詳細は次頁以降

概算請求について(3月診療分)

平成23年4月1日 事務連絡東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

(別紙)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による
診療報酬請求に関する届出書(平成23年3月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード	
東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の 請求を行いたいのので、次のように届け出ます。	
平成 年 月 日	
保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :	
開設者名・事業者氏名 :	
印	
審査支払機関 殿	
1 次のうち、該当するものに○を付すこと。	
ア 診療録が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等(3月12日以降診療を行った医科 に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの)	
イ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)に所在する保険医療機関(医科)であって、 3月12日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行 うことが困難なため、3月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの	
2 平成23年3月の診療実日数を記入すること。	
[入院・外来別診療実日数]	
(外来診療実日数)	
3月分 日間(11日以前)	
日間(12日以降)	
(入院診療実日数)	
3月分 日間(11日以前)	
日間(12日以降)	

■ 今回の地震により被災した保険医療機関、保
険薬局又は訪問看護ステーション(以下医療
機関等)が、概算による請求を選択するした
場合、左記、概算請求届出書を、やむを得な
い事情がある場合を除き、平成23年4月13
日までに各審査支払機関に届け出ることで概
算請求が可能になる。

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書は不要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュ
ータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関等
であって、災害救助法適用地域以内の区域に所
在する場合

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が必要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュ
ータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関等
であって、災害救助法適用地域以外の区域に
所在する場合

■ 概算請求金額は審査支払機関にて算出する
ため、医療機関等において計算する必要は
無い。その計算式は通知に示されている通り。

※支払基金平成23年4月8日発

「平成23年4月請求分(3月診療分)に係るレセプトの請求の取扱い
について(第7報)にて、平成23年4月20日まで延長された。

概算請求について(4月診療分)

平成23年4月22日 事務連絡 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(4月診療等分)

(別紙)	
東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による 診療報酬請求に関する届出書(平成23年4月診療分)	
保険医療機関コード	
下記のア及びイに該当するため、4月診療分について東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の 地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。	
平成 年 月 日	
保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :	
開設者名・事業者氏名 : 印	
審査支払機関 殿	
ア 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する医科に係る保険医療機関で あって、平成23年3月12日以降に診療を行い、3月診療分(4月提出分)について、 3月一ヶ月分を通して概算による請求を行った医療機関であること	
イ 保険医療機関の状況に鑑み、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること	
平成23年4月の診療実日数を記入すること。	
[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) ____日間	(入院診療実日数) ____日間

- 今回の地震により被災した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション(以下医療機関等)が、3月診療分1ヶ月分を通して、概算による請求を行った場合に限り、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4月診療分についても、1ヶ月分を通して概算による請求を行うことができる。
- 概算による請求を選択した場合、左記、概算請求届出書を、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年5月10日までに各審査支払機関に届け出ることで概算請求が可能になる。
 - 罹災証明書又は罹災届出証明書は不要
 - 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関等であって、災害救助法適用地域以内の区域に所在する場合
 - 罹災証明書又は罹災届出証明書が必要
 - 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在する場合
- 概算請求金額は審査支払機関にて算出するため、医療機関等において計算する必要は無い。その計算式は通知に示されている通り。

一部負担金の支払いを猶予した場合の 明細書の記載について

平成23年4月1日 事務連絡東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

- ① 保険医療機関においては、可能な限り保険者等を特定すること。
 - 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者等を特定した場合
 - 当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
 - 被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合は、当該記号・番号を記載
 - 当該記号・番号が確認できない場合は、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者等を特定できないもの
 - 住所又は事業所名及び連絡先(確認している場合)について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。
- ④ 医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに関する取扱い
 - 当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。
 - 減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災2」と記載すること。
 - 被保険者証の記号・番号は不明であり、一部負担金等を猶予した場合には、「不詳・災1」と記載すること。

一部負担金の支払いを猶予した場合の 明細書の記載について2

平成23年4月1日 事務連絡東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について

- 国保連分===>当該不明分につき診療報酬請求書を作成する。

===>国保分と後期高齢者分[※]を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成する。

- 支払基金分=>診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示

- 支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

※ 提出する都道府県によって仕様が異なるため、ORCAプロジェクトでは寄せられた情報を元にプログラムの作成・提供を行っていくことになっている。（情報の無い都道府県に関しては未対応
【現状通り】となる。）

■ レセプト電算処理システムの取扱いについて

- レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。
- 紙レセプトの出力が困難な場合には、電子レセプトにより請求することも差し支えない。

■ 4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡

電子レセプトの記録に係る留意事項(参考)

平成23年4月1日 事務連絡東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

■「明細書の欄外上部に赤色でと記載する」とされているものについて

- 摘要欄の先頭に、それぞれ「不詳」「災1」「災2」と記録する。
- 日レセ対応は震災対応ドキュメント(以下のURLによる。)

<http://www.orca.med.or.jp/receipt/outline/update/improvement/pdf/ichibuhutankin-menjo-20110425.pdf>

■ 保険者を特定できた場合

- 被保険者証の「保険者番号」「記号」「番号」を記録。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合
 - 「保険者番号」を記録する。
 - 「記号」は記録しない
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する
 - 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- 保険者番号が不明な場合
 - 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する

電子レセプトの記録に係る留意事項(参考2)

平成23年4月1日 事務連絡東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

■ 保険者を特定できない場合

■ 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する

■ 被保険者証の記号・番号が確認できた場合⇒記号・番号を記録する

■ 被保険者証の記号・番号が確認できない場合

■ 「記号」は記録しない

■ 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する

■ 摘要欄の先頭に「不詳」及び住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

■ 摘要欄の先頭に「不詳」及び住所又は事業所名、患者さんに確認している場合にはその連絡先を記録する

※4月25日に提供したパッチにおいて日レセは、災害レセプトの電子化に対応した。日レセ(患者情報)は保険者番号「99999999」、および記号番号の番号「999999999」を自動生成するため、患者登録の際、前述の「99・・・99」を登録する必要はない。

電子レセプトの記録に係る留意事項(参考3)

平成23年4月1日 事務連絡東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

■ 特記事項の取り扱い

■ 災1の場合

- レセプト特記事項に「96」
- 保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」
- 摘要欄の先頭に「災1」と記録する

■ 災2の場合

- レセプト特記事項に「97」
- 保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」
- 摘要欄の先頭に「災2」と記録する

※ 本通知には、コンピュータから出力された紙レセプトについての記載方法についての記述はありません。**日レセ**は「電子レセプトの記録に係る留意事項」に準じて紙レセプトを出力します。



東日本大震災に関する介護報酬等 の請求等の取扱いについて

事務連絡等



介護サービスの利用・利用料等の支払猶予

- 介護報酬の猶予に関する対象者および猶予期間は診療報酬に同じ(本資料2～3ページ参照)。
- 被保険者証なしでの介護サービスの利用・利用料等の支払猶予
 - 氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを利用することが可能。
 - 現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。
 - 利用料等の支払を猶予。
 - 居住費・食費の自己負担を免除する法改正を検討中。
- (照会先)
 - 厚生労働省 老健局 総務課 直通:03-3591-0954

介護報酬の請求について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて より

- 利用料の徴収を猶予した事業者は、利用者負担分を含めて介護に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求。
- 審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立て替えることを検討中。
- 介護保険施設等において定員超過のサービス提供が可能。
- 避難所や旅館等避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供が可能。

被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一連以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について より

概算請求について(3月サービス提供分)

平成23年4月5日 事務連絡 東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて

(別紙)	
東日本大震災に関する概算による 介護報酬等請求に関する届出書(平成23年3月介護サービス提供分)	
事業所番号	
東日本大震災に関する概算による介護報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。	
平成 年 月 日	
請求事業所等 所在地 及び 名称 :	
開設者名・事業者氏名 :	
印	
審査支払機関 殿	
次のうち、該当するものに○を付すこと。(複数可)	
ア サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、3月1日から3月11日までのサービス提供分について概算により請求を行う。	
イ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)に所在する介護サービス事業所であって、3月12日以降に介護サービスを提供したが、請求事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であるため、3月12日から3月31日までのサービス提供分について概算により請求を行う。	

- 今回の地震により被災した介護サービス事業所等が、概算による請求を選択した場合、左記、概算請求届出書を、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに各国保連合会に届け出ることによって概算請求が可能になる。

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書は不要

- 今回の地震によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した介護サービス事業所等であって、災害救助法適用地域以内の区域に所在する場合

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が必要

- 今回の地震によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した介護サービス事業所等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在する場合

- 概算請求金額は国保連合会にて算出するため、事業所において計算する必要は無い。その計算式は通知に示されている通り。

概算請求について(4月サービス提供分)

平成23年4月22日 東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(4月サービス提供分)より

(別紙)

東日本大震災に関する概算による
介護報酬等請求に関する届出書(平成 23 年 4 月介護サービス提供分)

事業所番号

東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、4 月介護サービス提供分について、概算による介護報酬の請求を行います。

平成 年 月 日

請求事業所等

所在地 及び 名称 :

開設者名・事業者氏名 :

印

審査支払機関 殿

記

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在し、平成 23 年 3 月 12 日以降にサービス提供を行い、3 月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等であって、請求事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合であること。

- 請求可能な介護サービス事業所等
 - 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在。
 - 平成23年3月12日以降にサービス提供を実施。
 - 平成23年3月12日以降のサービス提供分を概算請求を行っている。
- 上記に該当しない介護サービス事業所等の場合
 - 国保連合会に相談が必要。
 - やむを得ない事情により通常の手続きによる請求を行うことが困難で、平成23年4月サービス提供分(5月提出分)に係る診療報酬等の請求について、概算による請求を希望する介護サービス事業所等。
- 概算請求金額は国保連合会にて算出するため、事業所において計算する必要は無い。その計算式は通知に示されている通り。

概算請求について(4月サービス提供分)

平成23年4月26日 介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求等の取扱いについて(4月サービス提供分)より

(別紙)	
東日本大震災に関する概算による介護給付費等 及び障害児施設給付費等の請求に関する届出書 (平成23年4月サービス提供分)	
事業所番号	
東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、4月サービス提供分について、 概算による介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求を行います。	
平成 年 月 日	
請求事業所等 所在地 及び 名称 :	
開設者名・事業者氏名 :	
印	
〇〇国民健康保険団体連合会 殿	
災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する障害福祉サービス等の 事業所であって、平成23年3月12日以降にサービス提供を行い、4月サービス 提供分について、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること	

- 請求可能な介護サービス事業所等
 - 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在。
 - 平成23年3月12日以降にサービス提供を実施。
 - 平成23年3月12日以降のサービス提供分を概算請求を行っている。
- 上記に該当しない介護サービス事業所等の場合
 - 国保連合会に相談が必要。
 - やむを得ない事情により通常の手続きによる請求を行うことが困難で、平成23年4月サービス提供分(5月提出分)に係る請求について、概算による請求を希望する介護サービス事業所等。
- 概算請求金額は国保連合会にて算出するため、事業所において計算する必要は無い。その計算式は通知に示されている通り。

利用料減免等対象者にかかわる 介護報酬等の請求について

■ 利用料の減免又は猶予がされた者

- 請求明細書の「請求額集計欄」の保険分の給付率に100と記載して請求すること。

▼ 給菅鳥：【利用者情報詳細：介護保険情報】画面

利用者情報詳細

基本情報

利用者コード: 0001 性別: 男 年齢: 89 歳

氏名: 姓 山崎 名 一さん 生年月日: 大正10年12月12日 年齢: 89 歳

ふりがな: 姓 山崎 名 一さん 電話番号: 03 1234 1234

郵便番号: 130 0000 住所: 東京都墨田区以下に掲載がない場合

介護保険情報

介護保険情報

保険者番号: 546165 保険者名: 給菅鳥市 現在の要介護度: 要介護1

被保険者番号: 8767876876 給付率: 100 %

居宅サービス計画作成者: 日医総研

作成依頼提出日: 平成21年11月16日

申請区分: 新規・期間終了後新規 更新 変更 申請中

要介護度: 要介護1 有効期間: 平成21年10月15日 から 平成24年10月09日

申請日: 認定日

支給限度額・外部利用型給付上限単位数: 16580 単位

外部利用型給付上限単位数: 17358 単位

既存の認定・中止理由を設定する場合は、追加ボタンではなく書き換えボタンを押してください。

申請日 申請区分 要介護度 有効期間開始日 有効期間終了日 作成依頼提出日 中止年月日 中止理由 支給限度額

2 申請日 新規・期間終了後新規 要介護1 平成20年11月01日 平成21年10月14日 平成21年11月16日

給付率 100 %

請求明細書

① 居宅介護支援事業者作成 ② 被保険者自己作成

事業所番号: 0 0 0 0 0 1 2 3 1 5 事業所名称: 日医総研

開始年月日: 平成 年 月 日 中止年月日: 平成 年 月 日

中止理由: 1. 非該当 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院

サービス内容 サービスコード 単位数 回数 サービス単位数 公費対象単位数 摘要

通所介護111 1 5 1 2 4 1 4 3 7 4 1 7 4 8

通所介護個別機能訓練加算1 1 5 5 0 5 0 2 7 4 1 0 8

通所介護入浴加算 1 5 5 3 0 1 5 0 4 2 0 0

通所介護口腔機能向上加算 1 5 5 6 0 6 1 5 0 2 3 0 0

給付率 (100)

保険 1 0 0

公費 2 4 1 0 1

合計 2 4 1 0 1

社会福祉法人等による軽減

11 訪問介護

15 通所介護

71 夜間対応型訪問介護

72 認知症対応型通所介護

73 小規模多機能型居宅介護

枚中 枚目

利用料減免等対象者にかかわる 介護報酬等の請求について

■ 利用料の減免又は猶予がされた者

- 特定入所者介護サービス費(特定入所者介護予防サービス費)の「利用者負担額」・「負担限度額」欄に0と記載して請求すること。

▼給菅鳥:【利用者情報詳細:施設情報】画面

施設情報

利用者負担限度額

☒ 特定入所者

食費 0 (円)

ユニット型個室 0 (円)

ユニット型準個室 0 (円)

従来型個室(特養等) 0 (円)

従来型個室(老健・療養等) 0 (円)

多床室 0 (円)

CSVデータは「0」で出力される。
紙の場合には「0」を手書き記載のこと。

利用者情報詳細画面の「特定入所者の食費等」を「0」にすることで、利用者負担額は「0」と記載される。

明細書作成の注意事項

- 公費併用請求明細書として請求する者のものであっても、請求明細書は介護保険単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。
- 請求明細書欄外上部に被保険者の住所及び赤色で不詳と記載し、紙にて作成すること。
 - 居宅介護支援事業所等における給付管理票の提出及びサービス計画費の請求についても同扱い。
- 請求明細書のうち利用料減免等対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で災1と記載すること。
 - 被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、利用料の減免又は猶予をした場合には、不詳・災1と記載することになります。
- 居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求について。
 - 介護サービス事業所等においては、給付管理票の提出の有無が確認できない被保険者の請求については、介護給付費明細書欄外上部に被保険者の住所及び赤色で給1と記載し、紙にて請求します。



その他の情報

労災診療の取扱いについて

出産育児一時金の請求の取扱い

特定健康診査等の受診機会の確保について

柔道整復に係る療養費について

H23.03.30 事務連絡

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

H23.04.06 事務連絡

東日本大震災に伴う「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」による請求の取扱いについて

H23.04.13 事務連絡

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について

H23.04.01

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に伴う柔道整復師の施術に係る療養費の請求について

その他



地震に伴う労災診療の取扱い

基労補発0314第1号 平成23年3月14日 東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて

- 当面の緊急措置として、療養（補償）給付たる療養の給付請求書（5号および16号の3様式）、「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（6号および16号の4様式）の提出不要で、労災病院および労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関等」という。）で受診することができる。
 - 今回の地震により業務上災害等を受けた傷病労働者
 - 医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者
- 新たに療養の給付等の対象となる者
 - 傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生年月日、簡単な災害発生状況を任意様式で記載すること
- 既に労災保険給付の対象であって、療養を継続している者
 - 労災保険制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を医療機関が確認することにより、全ての労災保険指定医療機関で受診することができる。

地震に伴う労災診療の取扱い2

基労補発0314第1号 平成23年3月14日 東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて

■ 指定医療機関等以外の医療機関（以下「非指定医療機関」という。）の取扱いについて

■ (1) 労災保険指定医療機関の指定の遡及

- 非指定医療機関から、傷病労働者の受診の相談があった場合には、当該医療機関の医療体制等を確認した上で、労災保険指定医療機関の指定申請を遡及して行うことで**傷病労働者に自己負担させることのないよう**に説明すること。

■ (2) 傷病労働者からの相談

- 傷病労働者から、指定医療機関等について相談を受けた場合には、療養可能な指定医療機関等の情報提供に努めること。なお、やむを得ず非指定医療機関で療養する場合には、上記(1)と同様の取扱いに努めること。

■ (3) 都道府県医師会との連携

- 都道府県医師会に対して、非指定医療機関に傷病労働者が受診した場合には、当該医療機関から都道府県労働局へ、可能な限り速やかに連絡するよう要請を行うとともに、労働局においても管内の非指定医療機関に対し周知を行うこと。

■ (4) 労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨

- 震災地域の労災保険指定医療機関においては、療養可能な機関の減少が想定されることから、必要に応じて非指定医療機関に対して指定申請の勧奨を行うこと。

■ 本省報告

- 上記1、2の取扱いのほか、労災診療に係る取扱いに関して本通達に定めのない事項、例えば放射性物質へのばく露に係る検査費用等の相談があった場合には、当課医事係に報告すること。

特例請求を行う場合の取扱い(3月療養分)

基発0330第13号 平成23年3月30日 東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

(別紙)

労働者災害補償保険診療費等特例請求書(平成23年3月療養分)

平成23年3月30日付け基発0330第13号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成22年11月から平成23年1月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成23年__月__日

診療機関等請求人の
労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号_____
(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 (-)
住所(所在地) _____

名 称 _____

責任者氏名 _____ 印
(署名又は記名押印)

電話番号 (- -)

労働局長 殿

労働基準監督署長 殿

1 特例請求(該当する番号に「○」をお願いします。)

☐ 診療録が滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者であって、3月11日以前の診療等分について特例による請求を行うもの(3月12日以降は通常の手続きによる請求)。

☐ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する労災保険指定医療機関(医科)であって、3月12日以降に診療を行い、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、3月の1ヵ月分を通して特例による請求を行うもの。

2 平成23年3月の診療実日数

(1) 1の①に該当する医療機関等
外来診療実日数____日間(11日以前) 入院診療実日数____日間(11日以前)

(2) 1の②に該当する医科に係る医療機関
外来診療実日数____日間(11日以前) 入院診療実日数____日間(11日以前)
外来診療実日数____日間(12日以降) 入院診療実日数____日間(12日以降)

医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き平成23年4月13日までに、左記の概算による請求届けを、各支払機関に出ることにより概算請求が可能となる(助産所においては、国民健康保険団体連合会にのみ届け出ること。)

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が不要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関等であって、災害救助法適用地域以内の区域に所在する場合

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が必要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在する場合

■ 概算請求金額は審査支払機関にて算出するため、医療機関等において計算する必要は無い。その計算式は通知に示されている通り。

特例請求を行う場合の取扱い(4月療養分)

平成23年4月26日 東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について(4月診療分)

(別紙)

労働者災害補償保険診療費等特例請求書(平成23年3月診療分)

平成23年3月30日付け基発0330第13号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成22年11月から平成23年1月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成23年__月__日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号

住所(所在地)

名 称

責任者氏名

印

(署名又は記名押印)

電話番号

労働局長 殿

労働基準監督署長 殿

1 特例請求(該当する番号に「○」をお願いします。)

① 診療録が滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者であって、3月11日以前の診療等分について特例による請求を行うもの(3月12日以降は通常の手続きによる請求)。

② 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する労災保険指定医療機関(医科)であって、3月12日以降に診療を行い、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、3月の1ヵ月分を通して特例による請求を行うもの。

2 平成23年3月の診療実日数

(1) 1の①に該当する医療機関等

外来診療実日数__日間(11日以前) 入院診療実日数__日間(11日以前)

(2) 1の②に該当する医科に係る医療機関

外来診療実日数__日間(11日以前) 入院診療実日数__日間(11日以前)

外来診療実日数__日間(12日以降) 入院診療実日数__日間(12日以降)

■ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する医科に係る労災保険指定医療機関であって、3月診療分1ヶ月分を通して、概算による請求を行った場合に限り、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4月診療分についても、1ヶ月分を通して概算による請求を行うことができる。

■ 医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き平成23年5月10日までに、左記の概算による請求届けを、各支払機関に出ることにより概算請求が可能となる(助産所においては、国民健康保険団体連合会にのみ届け出ること。)

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が不要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関等であって、災害救助法適用地域以内の区域に所在する場合

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が必要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在する場合

■ 概算請求金額は審査支払機関にて算出するため、医療機関等において計算する必要は無い。その計算式は通知に示されている通り。

特例請求を行う場合の案内

基発0330第13号 平成23年3月30日 東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

労災保険からのお知らせ

平成23年3月診療分の労災診療費の請求は
特例による請求方法を選択できます

東北地方太平洋沖地震等で被災されました労災指定医療機関、労災指定薬局等の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また、厳しい環境下において、被災者の方々に対する診療等に、日々ご尽力いただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、労災診療費の請求につきましては、震災により診療録やレセプトコンピューター等を滅失・棄損するなどで、通常の方法による診療費の請求ができない皆様のために、過去の支払実績（平成22年11月～平成23年1月の平均額）と請求月（平成23年3月診療分）の診療実日数に基づいて診療費をお支払いする方法を設定いたしました。

つきましては、同封しました通達の写しをご覽いただき、特例の請求方法を選択される場合は、同封の特例請求書（この場合、通常の診療費請求書及びレセプトの提出は不要です。）を4月13日までに、管轄する労働局（又は(財)労災保険情報センター経由で労働局）に提出していただくようお願い申し上げます。

なお、やむを得ない事情により、上記提出期日に間に合わない場合には、管轄する労働局又は(財)労災保険情報センターにご相談ください。

（裏面へ続きます）



〇〇労働局労働基準部労災補償課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

（表面からの続き）

被災された労災指定医療機関又は指定薬局の状況にかんがみ、次の1～3の請求方法を選択できます。

1. 3月11日以前の診療分の診療録等を滅失又は棄損した場合

<請求方法>

- ① 3/11以前の診療分を特例請求 → 「特例請求書」(※)を作成
 - ② 3/12以降の診療分を通常請求 → 通常の方法で請求書等を作成
- ※ 同封の通達をご参照の上、別紙「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」に診療実日数などの必要事項をご記入ください。

2. 3月12日以降の診療分について通常の請求が困難な場合 （医科の労災指定医療機関に限ります。）

<請求方法>

- 3月診療分の1か月分を全て特例請求 → 「特例請求書」(※)を作成
- ※ 同封の通達をご参照の上、別紙「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」に診療実日数などの必要事項をご記入ください。

3. 上記1及び2に該当しない場合

<請求方法>

- 3月診療分について全て通常請求 → 通常の方法で請求書等を作成
- ※ この場合においても、請求書等の提出期限は4月13日です。

上記のいずれの請求を選択された場合においても、請求書の提出先は従来と変更ありません。

概算請求について(4月10日及び25日受付分まで)

平成23年4月15日 事務連絡 東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による概算請求の取扱いについて

(別紙)

東日本大震災に伴う被災に関する概算による出産育児一時金等の
請求に関する届出書

医療機関等コード※	
東日本大震災に伴う被災に関する概算による出産育児一時金等の請求を行いたいので、 次のように届け出ます。	
平成 年 月 日	
医療機関等の 所在地 及び 名称 :	
(電話)	
開設者名・事業者氏名 :	
印	
支 払 機 関 殿	

※専用請求書に記載することとなる医療機関等コードを記載すること。

注1) 助産所は国民健康保険団体連合会にのみ提出願います。

注2) 届出された医療機関等の名称、所在地については、厚生労働省から保険者に対して
情報提供することとされていますので、あらかじめ御了解願います。

■ 概算による請求を選択する医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き平成23年4月20日までに、左記の概算による請求届けを、各支払機関に出ることにより概算請求が可能となる(助産所においては、国民健康保険団体連合会にのみ届け出ること。)

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が不要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関等であって、災害救助法適用地域以内の区域に所在する場合

■ 罹災証明書又は罹災届出証明書が必要

■ 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在する場合

■ 概算請求金額は審査支払機関にて算出するため、医療機関等において計算する必要はない。その計算式は通知に示されている通り。

専用請求書の提出について

■ 専用請求書の提出期限について

- 平成23年4月10日受付分の専用請求書の提出期限について、災害救助法の適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する病院、診療所及び助産所に限り、同年4月13日とする。
- 4月25日および5月10日以降は、次頁以降の仕様による。

■ 提出方法について

- 保険者を特定できないものにあつては、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)へ提出する分、それぞれについて別に束ねて請求する。
- 直接支払制度に係る専用請求書の提出先は、正常分娩・異常分娩の別及び被保険者等の加入する保険者の種別に応じて、次頁(参考)のとおりとなっている。
- 国保連か支払基金のいずれに提出すべきか不明な専用請求書については、医療機関等において、可能な限り確認した上で個別に判断し、いずれかに提出する。

出産育児一時金等の専用請求書の記入方法

【被保険者証等の提示がなかった場合の請求の取扱い】

■ (1)「保険者番号」の欄について

- ① 医療機関等においては、出産の際に確認した妊婦等の事業所等や過去に受診したことのある医療機関等に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者を特定する。保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を所定の欄に記載する。
- ② 保険者を特定した場合で当該保険者に係る保険者番号が不明な場合は、保険者名を「備考」の欄に記載する。

■ (2)「被保険者証記号」「被保険者証番号」の欄について

- ① 被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を所定の欄に記載する。
- ② 保険者を特定した場合で、被保険者証の記号・番号が確認できない場合にあっては、「備考」の欄に赤字で「不詳」と記載する。

■ (3) 出産費用の内訳について

- (「入院料」「室料差額」「分娩介助料」「分娩料」「新生児管理保育料」「検査・薬剤料」「処置・手当料」「産科医療補償制度」「その他」「一部負担金等」の欄)
- ① 出産費用の内訳が不明となった場合には、判明しているもの以外の合計額を「その他」の欄に記載する。その上で「妊婦合計負担額」及び「代理受領額」の欄にそれぞれ所定の額を記載する。
- ② 異常分娩であって、被災したことにより一部負担金等の支払を猶予された者については、「一部負担金等」の欄は0と記載する。

■ (4)「備考」の欄について

- 上記2の(1)②の保険者名、(2)②の「不詳」のほか、被保険者証等の提示がなかった場合は、妊婦等の被災前の住所又は事業所名(被用者保険の被扶養者の場合は、被保険者の勤務する事業所名)、確認している場合には現在の妊婦等の連絡先(避難先の住所・避難所名、連絡可能な電話番号など)について、「備考」の欄に記載する。(なお、「住所」については、被災前の住所か避難先の住所かをわかるように記載する。また、「備考」の欄では収まらない場合には、専用請求書の余白に記載する。)

(参考) 直接支払制度に係る専用請求書の提出先

■ 正常分娩に係る専用請求書の提出

- 被保険者等が加入する保険の種別にかかわらず、医療機関等所在地の国保連に提出
 - 出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するよう提出
 - 退院した日の属する月の10日までに、専用請求書を作成できる場合は、退院した日の属する月の10日までに到達するよう提出することが可能。
 - 上記のほか、光ディスク等によるCSV情報により提出する場合は、出産後退院した日の属する月の25日までに到達するよう提出。

■ 2) 異常分娩に係る専用請求書の提出

- 出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するよう提出
- 被保険者等が加入する保険が国民健康保険の場合
 - 医療機関等所在地の国保連合会
- 国民健康保険以外の場合
 - 医療機関等所在地の支払基金に提出

光ディスク等によるCSV情報による請求に係る留意事項

■ 保険者番号が特定できない場合

- 保険者番号は「99999999」(8桁)を記録する
- 保険者を特定できた場合は、備考の欄に保険者名を記録する。
- 保険者を特定できない場合
 - 備考の欄に妊婦等の被災前の住所又は事業所名(被用者保険の被扶養者の場合は被保険者の勤務する事業所名)を記録
 - 保険者を確認している場合には、現在の妊婦等の連絡先(避難先の住所・避難所名、連絡可能な電話番号など)を記録する
 - (住所については、被災前の住所か避難先の住所かを分かるように記録すること)

■ 2. 保険者を特定した場合で、被保険者証の記号・番号が確認できない場合

- 被保険者証記号は記録しない
- 被保険者証番号は「99999999」(9桁)を記録する
- 備考の欄に「不詳」を記録する

特定健診の受診機会の確保と自己負担について

事務連絡 平成23年4月13日 東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について

1. 健診等の自己負担については、一部負担金免除対象者の要件に該当する被災者からの徴収を免除するなど配慮していただきたいこと。
 - 阪神・淡路大震災の際には、老人保健法に基づく健康診査の自己負担免除分について財政措置を講じたところであり、今回もこれに準じた財政支援を予定していること。
2. 避難等により本来の保険者による健診等を受けることができない被災者の特定健康診査及び特定保健指導等の扱い
 - 本来の保険者ではなく、他の保険者が行うことが可能。
 - 75歳以上の方が受診する健康診査については、例えば本来の保険者である後期高齢者医療広域連合から、被災者が避難している地域の保険者に委託して実施することが可能であること。
 - 被災者への健診等については、被災者が加入する保険者と他の保険者との間で、健診等の実施機関からの費用の請求方法、保険者間の費用の決済方法、健診結果の送付方法等を調整した上で、実施
 - 健診等に要した費用は、健診等を行った保険者が本来の保険者に請求することとし、「1.」の財政支援は本来の保険者に対して行われることに留意願いたいこと。

柔道整復師の施術について

事務連絡 平成23年4月6日 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に伴う柔道整復師の施術に係る療養費の請求について

- 一部負担相当額の免除対象者の要件
 - 対象者および猶予期間は診療報酬に同じ(本資料2～3ページ参照)。
- 一部負担相当額の免除の要件
 - 施術所における一部負担相当額の支払いを5月までの施術分について、5月末日まで猶予する。
 - 災害救助法の適用市町村(東京都を除く。)に所在する施術所に限って、緊急やむを得ない措置として特別に認めるものであること。
 - 避難先等で施術を受ける場合は、免除にはならない。
- 被保険者証等の提示を行うことができない場合
 - 被用者保険の被保険者等の場合
 - 患者の氏名、生年月日、連絡先、・被保険者の氏名・事業所名、所在地
 - 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の場合
 - 患者の氏名、生年月日、住所、連絡先

療養費の請求について

事務連絡 平成23年4月6日 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に伴う柔道整復師の施術に係る療養費の請求について

- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合
 - 療養費支給申請書に当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、申請書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。なお、他の記入項目については、通常通り記載すること。
- 一部負担相当額の受領を猶予した場合の取扱い
 - 柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書は、通常の手続きにより作成し、申請書の上部に赤色で「災」と記載するとともに、他の申請書とは区分して提出すること。
 - 同一月分について、一部負担金相当額の免除に該当する施術と免除に該当しない施術が混在する場合には、それぞれ別葉の申請書に記載の上、同一の患者に係る申請書をクリップでとめ、他の申請書と区分して提出すること。
- 療養費支給申請書の提出期限について
 - 平成23年3月施術分(4月提出)に係る療養費支給申請書の提出期限については、災害救助法の適用地域(東京都を除く。)に所在する施術所に限り、平成23年4月13日とする。
 - また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。



情報通信機器を用いた 診療（遠隔診療）等に係る 取扱いについて

平成15年3月31日 医政発第0331020号

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について

平成23年3月23日 事務連絡

情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）等に係る取扱いについて

平成23年3月31日 医政発0331第5・6号

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について
より



いわゆる「遠隔診療通知」について

平成23年3月31日 医政発0331第5・6号「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について

■ 基本的な考え方

- 医師法第20条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。

■ 留意事項

- (1) 初診及び急性期の疾患に対しては、**原則として直接の対面診療**によること。
- (2) 直接の対面診療を行うことができる場合や他の医療機関と連携することにより直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
 - ア. 直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合）
 - イ. **直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施する事によって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療（例えば別表に掲げるもの）を実施する場合。**

■ 留意事項(3)は「平成23年3月31日 医政発0331第5号」にて改正された

いわゆる「遠隔診療通知」について2

平成23年3月31日 医政発0331第5・6号「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について

- (4) 遠隔診療は、患者側の要請に基づき、患者側の利点をも勘案して行うものであり、直接の対面診療と適切に組み合わせて実施するよう努めること。
- (5) 遠隔診療の開始に当たっては、患者及びその家族等に対して、十分な説明を行い、理解を得た上で行うこと。特に、情報通信機器の使用方法、特性等については丁寧な説明を行うこと。
- (6) 患者のテレビ画像を伝送する場合等においては、患者側のプライバシー保護には慎重な配慮を行うこと。特に、患者の映像の撮影、情報の保管方法については、患者側の意向を十分に斟酌すること。
- (7) 情報通信機器が故障した場合における対処方法について、あらかじめ患者側及び近隣の医師又は歯科医師と綿密に打ち合わせ、取り決めに交わしておくこと。
- (8) 診療録の記載等に関する医師法第24条及び歯科医師法第23条の規定の適用についても、直接の対面診療の場合と同様であること。
- (9) 遠隔診療においても、直接の対面診療と同様、診療の実施の責任は当然に診療を実施した医師又は歯科医師が負うものであること。
- (10) 遠隔診療を行うに当たり、医師又は歯科医師が患者又はその家族等に対して相応の指示や注意を行っているにもかかわらず、これらの者がその指示や注意に従わないため患者に被害が生じた場合には、その責任はこれらの者が負うべきものであることについて、事前に十分な説明を行うこと。

いわゆる「遠隔診療通知」について3

遠隔診療の対象(別表より)

平成23年3月31日 医政発0331第5・6号「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について

■ テレビ電話等情報通信機器を通して行うことの出来る内容(本資料P13の(3)イ参照)

- 在宅酸素療法を行っている患者
 - 心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
- 在宅難病患者
 - 心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
- 在宅糖尿病患者
 - 血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
- 在宅喘息患者
 - 呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
- 在宅高血圧患者
 - 血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
- 在宅アトピー性皮膚炎患者
 - アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
- 褥瘡のある在宅療養患者
 - 褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
- 在宅脳血管障害療養患者
 - 在宅脳血管障害療養患者に対して、運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
- 在宅がん患者
 - 在宅がん患者に対して、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

■ 在宅脳血管障害療養患者・在宅がん患者は「平成23年3月31日 医政発0331第5号」にて追加された疾患

今般の震災に係る取扱い（疑義）

平成23年3月31日 医政発0331第5・6号「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について

■【ケース1】

- 被災地の患者(A)が主治医(B)と連絡が取れず、他の医師(C)に電話等により連絡できた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

■（考え方）

- 医師(C)が、電話等により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

■【ケース2】

- 被災地の患者(A)の家族等(B)が、電話等により患者(A)の容態等を主治医ではない医師(C)に伝えた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

■（考え方）

- 医師(C)が、心身の状況等を十分に把握している家族等の連絡により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

今般の震災に係る取扱い（疑義2）

平成23年3月31日 医政発0331第5・6号「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について

■ 今般の震災に係るファクシミリ等により送付された処方箋による調剤について

- 東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、被災地の医師と連絡が可能であり、ファクシミリ等により患者の希望する薬局に処方箋が送付された場合には、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、送付されたファクシミリ等を「処方箋」とみなして調剤等を行って差し支えないこと。
- この場合、通常の手続を行うことが可能となった後、速やかに医療機関から処方箋原本を入手し、以前に送付されたファクシミリ等を原本に差し替えることとする。
- また、調剤された薬剤については、原則として、患者又は現に看護に当たっている者に交付することとするが、客観的にやむを得ない状況であると認められる場合に、郵送することは差し支えないこと。この場合、患者又は現に看護に当たっている者に対して、電話等により、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報提供を適切に行うものとする。

注記

※ 「基本的考え方」は、「診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである」ことは従来通りである。



保険者早見表

被保険者証のない患者について、住所から保険者番号を特定するために必要となる一部負担金等免除(猶予)対象保険者一覧表。



協会けんぽ

支部名		被保険者 (日雇特例を除く。)	日雇特例 被保険者	日雇特例 被保険者 特別療養費受給者
		保険者番号	保険者番号	保険者番号
02	青 森	01020015	03020013	04020012
03	岩 手	01030014	03030012	04030011
04	宮 城	01040013	03040011	04040010
07	福 島	01070010	03070018	04070017
08	茨 城	01080019	03080017	04080016
09	栃 木	01090018	03090016	04090015
12	千 葉	01120013	03120011	04120010
15	新 潟	01150010	03150018	04150017
20	長 野	01200013	03200011	04200010

青森・栃木・千葉・新潟・長野県

保険者名			保険者番号		保険者名			保険者番号	
			国保	後期高齢者				国保	後期高齢者
青森県	八戸市		020032	39022033	栃木県	宇都宮市		090019	39092010
	上北郡	おいらせ町	020735	39024120		小山市		090084	39092085
千葉県	千葉市	美浜区	124065	39121066		真岡市		090092	39092093
	習志野市		120162	39122163		大田原市		090100	39092101
	我孫子市		120220	39122221		矢板市		090118	39092119
	旭市		120279	39122155		那須塩原市		090134	39092135
	香取市		120444	39122361		さくら市		090142	39092143
	山武市		120451	39122379		那須烏山市		090159	39092150
	浦安市		120519	39122270		芳賀郡	益子町	090613	39093422
	山武郡	九十九里町	120774	39124037			茂木町	090621	39093430
							市貝町	090639	39093448
							芳賀町	090647	39093455
新潟県	上越市		150037	39152228		塩谷郡	高根沢町	090761	39093869
	十日町市		150250	39152103		那須郡	那須町	090803	39094073
	中魚沼郡	津南町	151035	39154828			那珂川町	090886	39094115
長野県	下水内郡	栄村	201251	39206024					

岩手県 (34市町村)		保険者番号		保険者名		保険者番号	
		国保	後期高齢者			国保	後期高齢者
盛岡市		030015	39032016	紫波郡	紫波町	030585	39033212
宮古市		030023	39032024		矢巾町	030593	39033220
大船渡市		030031	39032032	和賀郡	西和賀町	030650	39033667
奥州市		030049	39032156	胆沢郡	金ヶ崎町	030684	39033816
花巻市		030056	39032057	西磐井郡	平泉町	030734	39034020
北上市		030064	39032065	東磐井郡	藤沢町	030759	39034228
久慈市		030072	39032073	気仙郡	住田町	030809	39034418
遠野市		030080	39032081	上閉伊郡	大槌町	030825	39034616
一関市		030098	39032099	下閉伊郡	山田町	030858	39034822
陸前高田市		030106	39032107		岩泉町	030866	39034830
釜石市		030114	39032115		田野畑村	030874	39034848
二戸市		030130	39032131		普代村	030882	39034855
八幡平市		030148	39032149	九戸郡	軽米町	030916	39035019
岩手郡	雫石町	030510	39033014		洋野町	030924	39035076
	葛巻町	030528	39033022		野田村	030932	39035035
	岩手町	030536	39033030		九戸村	030965	39035068
	滝沢村	030551	39033055	二戸郡	一戸町	030999	39035241

宮城県 (35市町村)		保険者番号		保険者名		保険者番号	
		国保	後期高齢者			国保	後期高齢者
仙台市		044008		伊具郡	丸森町	040188	39043419
	青葉区	044016	39041017	亘理郡	亘理町	040196	39043617
	宮城野区	044024	39041025		山元町	040204	39043625
	若林区	044032	39041033	宮城郡	松島町	040220	39044011
	太白区	044040	39041041		七ヶ浜町	040238	39044045
	泉区	044057	39041058		利府町	040253	39044060
石巻市		040022	39042023	黒川郡	大和町	040261	39044219
塩竈市		040030	39042031		大郷町	040279	39044227
気仙沼市		040055	39042056		富谷町	040287	39044235
白石市		040063	39042064		大衡村	040295	39044243
名取市		040071	39042072	加美郡	色麻町	040337	39044441
角田市		040089	39042080	遠田郡	涌谷町	040394	39045018
多賀城市		040097	39042098	牡鹿郡	女川町	040683	39045810
岩沼市		040113	39042114	加美郡	加美町	040758	39044458
刈田郡	蔵王町	040121	39043013	栗原市		040766	39042130
	七ヶ宿町	040139	39043021	登米市		040774	39042122
柴田郡	大河原町	040147	39043211	東松島市		040782	39042148
	村田町	040154	39043229	遠田郡	美里町	040790	39045059
	柴田町	040162	39043237	本吉郡	南三陸町	040808	39046065
	川崎町	040170	39043245	大崎市		040816	39042155

福島県(59市町村)		保険者番号		保険者名		保険者番号	
		国保	後期高齢者			国保	後期高齢者
福島市		070011	39072012	大沼郡	三島町	070938	39074448
会津若松市		070029	39072020		金山町	070946	39074455
郡山市		070037	39072038		昭和村	070953	39074463
いわき市		070045	39072046		会津美里町	071316	39074471
白河市		070052	39072053	西白河郡	西郷村	070961	39074612
須賀川市		070078	39072079		泉崎村	070995	39074646
喜多方市		070086	39072087		中島村	071001	39074653
相馬市		070094	39072095		矢吹町	071019	39074661
二本松市		070102	39072103	東白川郡	棚倉町	071035	39074810
田村市		070110	39072111		矢祭町	071043	39074828
南相馬市		070128	39072129		塙町	071050	39074836
伊達市		070136	39072137		鮫川村	071068	39074844
本宮市		070144	39072145	石川郡	古殿町	071076	39075056
伊達郡	桑折町	070516	39073010		石川町	071084	39075015
	国見町	070532	39073036		玉川村	071092	39075023
	川俣町	070581	39073085		平田村	071100	39075031
安達郡	大玉村	070615	39073226		浅川町	071118	39075049
岩瀬郡	鏡石町	070672	39073424	田村郡	三春町	071126	39075213
	天栄村	070698	39073440		小野町	071134	39075221
南会津郡	下郷町	070714	39073622	双葉郡	広野町	071191	39075411
	檜枝岐村	070730	39073648		檜葉町	071209	39075429
	只見町	070763	39073671		富岡町	071217	39075437
	南会津町	071324	39073689		川内村	071225	39075445
耶麻郡	北塩原村	070797	39074026		大熊町	071233	39075452
	西会津町	070821	39074059		双葉町	071241	39075460
	磐梯町	070847	39074075		浪江町	071258	39075478
	猪苗代町	070854	39074083		葛尾村	071266	39075486
河沼郡	会津坂下町	070862	39074216	相馬郡	新地町	071274	39075619
	湯川村	070870	39074224		飯舘村	071308	39075643
	柳津町	070888	39074232				

茨城県 (37市町村)		保険者番号		保険者名		保険者番号	
		国保	後期高齢者			国保	後期高齢者
水戸市		080010	39082011	稲敷市		080960	39082276
日立市		080028	39082029	筑西市		080986	39082292
土浦市		080036	39082037	かすみがうら市		080994	39082300
石岡市		080051	39082052	行方市		081000	39082334
龍ヶ崎市		080085	39082086	桜川市		081018	39082318
下妻市		080101	39082102	鉾田市		081026	39082342
常総市		080119	39082110	つくばみらい市		081034	39082359
常陸太田市		080127	39082128	笠間市		081042	39082169
高萩市		080143	39082144	小美玉市		081059	39082367
北茨城市		080150	39082151	北相馬郡	利根町	080929	39085642
取手市		080176	39082177	東茨城郡	茨城町	080200	39083027
那珂市		080333	39082268		大洗町	080275	39083092
常陸大宮市		080358	39082250		城里町	080952	39083100
鹿嶋市		080481	39082227	那珂郡	東海村	080325	39083415
神栖市		080499	39082326	久慈郡	大子町	080424	39083647
潮来市		080531	39082235	稲敷郡	美浦村	080572	39084421
牛久市		080598	39082193		阿見町	080580	39084439
つくば市		080937	39082201		河内町	080622	39084470
ひたちなか市		080945	39082219				

震災関連通知の情報入手先

日本医師会

全 般 : <http://www.med.or.jp/etc/eq201103/>

診療報酬 : <http://www.med.or.jp/etc/eq201103/hoken/index.html>

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

支払基金

<http://www.ssk.or.jp/oshirase/110315oshirase.html>

本内容は平成23年4月25日時点の情報です。

情報は日々更新されます。上記のWebサイト等から
最新の情報を入手してください